

**霧島市地域公共交通等
乗務員等確保支援事業
補助金申請要領
(事業継続支援補助金)**

霧島市商工観光部 商工振興課
(令和6年7月)

1 地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金(事業継続支援補助金)について

地域に不可欠な地域公共交通等を確保するため、市が別途交付する「就労支援補助金」の交付対象者を雇用した市内の路線バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行業者に対して、霧島市が交付する補助金になります。

2 補助対象者

本市内に営業所を有し、本市内にて運行を行う次の表に掲げる市内の事業者で、**就労支援補助金交付対象者を雇用したもので**、次の交付要件を満たすもの

路線バス事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
タクシー事業者	道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。
自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (3) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。

※就労支援補助金交付対象者とは

本市内に営業所を有し、かつ、本市内にて運行を行う路線バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行業者に、**令和6年4月1日以降に、期間の定めがない無期雇用契約で雇用され、フルタイムで働く職員として新規就職又は復職した者で、新規就職又は復職した日から3か月が経過した方**をいいます。ただし、市内同事業者から新たに転職した方は除きます。

3 補助金の額

雇用した人数一人につき定額 **2** 万円

※補助金の交付は雇用した人数一人につき1回に限ります。

4 提出書類等

申請書類チェックリスト、第4号様式及び第5号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

■申請時提出書類

- ア 申請書類チェックリスト
- イ 申請書兼請求書（第4号様式）
- ウ 誓約書兼同意書（第5号様式）
- エ 就労支援補助金交付対象者に係る雇用契約書の写し
- オ 就労支援補助金交付対象者を3か月雇用していたことを証する書類（出勤簿等）の写し
- カ 就労支援補助金交付対象者が提出した履歴書の写し
- キ 事業の認可を証する書類の写し
- ク 補助金の振込先口座に係る通帳の写し

■事前連絡について

就労支援補助金交付対象者を雇用し、本補助金の交付申請を行う予定の事業者については、雇用した時点で、【（別記様式）雇用事前連絡票】を提出してください。（FAX 又はメール可）

5 申請期限・申請方法等

(1) 申請期限

令和7年2月28日（金） ※消印有効

(2) 申請方法

・原則として**郵送**

※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力をお願いします。

・申請については、一人分からでも可能です。（複数人分まとめての申請も可能）

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課

「霧島市地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金」担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日
とします。



②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。



③交付・確定決定通知書の送付



④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市商工振興」

現金での支給はできません。

「キリシマシヨウコウシヨウ」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電話：0995-64-0912

FAX：0995-64-0958

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

URL：https://www.city-kirishima.jp

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金

検索

